

屋久島町営旭牧場、屋久島町営旭牧場子牛育成センター及び屋久島町営長峰牧場
指定管理者 募集要項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び屋久島町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 19 年 10 月 1 日条例第 56 号）に基づき、公の施設である屋久島町営旭牧場、屋久島町営旭牧場子牛育成センター及び屋久島町営長峰牧場（以下「旭牧場、子牛育成センター及び長峰牧場」という。）の管理運営を一括して指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者の募集を行います。施設毎の応募はできません。

1、管理運営の基本的な考え方

旭牧場、子牛育成センター及び長峰牧場の管理運営については、次に掲げる基本的な考え方に沿って行うものとする。

- (1) 家畜を飼養する町内の畜産農家が安心して家畜を預託することができるよう管理運営を行うこと。
- (2) 旭牧場、子牛育成センター及び長峰牧場は公の施設であり、その利用に際しては平等かつ公平な取扱いを行うこと。
- (3) 質の高いサービスの提供と効率的な管理業務の執行により、施設の特性を最大限発揮できるよう創意工夫に基づく効果的な管理運営を目指すこと。
- (4) 利用者等の意見要望等を真摯に受け止め、利用者サービスの向上に努め、施設の利用促進を図ること。
- (5) 施設や設備の内容を十分に把握した上で、全ての施設や設備の機能を清潔かつその機能を正常に保持し、預託家畜の安全快適な環境と良好な家畜管理サービスを提供すること。
- (6) 個人情報保護や各種法令の順守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (7) 管理運営費の節減に努めること。

2、対象施設の概要

- (1) 施設名称 屋久島町営旭牧場
位 置 屋久島町中間 2 1 0 番地 5 3、外
施設名称 屋久島町営旭牧場子牛育成センター
位 置 屋久島町中間 2 1 0 番地 5 3
施設名称 屋久島町営長峰牧場
位 置 屋久島町小瀬田 1 5 0 8 番地 2、外

(2) 設置目的等

旭牧場、子牛育成センター及び長峰牧場は、家畜の預託等により畜産振興の基盤の確立を図り、畜産経営の安定に寄与するための施設であり、指定管理者には、これまで蓄積された技術や豊富な知識を活用し、町内の畜産農家の信頼と期待に応える管理運営をお願いします。

(3) 建物等の名称等

①屋久島町営旭牧場

開設年月日 平成13年4月

名称・規模等

主要施設 採草放牧地 24.5ha
肉用牛繁殖育成センター 1棟 833m²
看視舎 1棟 70m²
飼料庫 1棟 80m²
機械庫 1棟 240m²

主要備品 別紙物品台帳のとおり

施設平面図 別紙図面のとおり

②屋久島町営旭牧場子牛育成センター

開設年月日 平成13年4月

名称・規模等

主要施設 子牛育成センター 1棟 803m²

施設平面図 別紙図面のとおり

③屋久島町営長峰牧場

開設年月日 昭和45年4月

名称・規模等

主要施設 採草放牧地 62ha
看視舎 33m²
格納庫 230m²
育成舎 1棟 209m²
育成舎 1棟 256m²
育成牛舎 1棟 448m²
哺育舎 1棟 252m²

主要備品 別紙物品台帳のとおり

施設平面図 別紙図面のとおり

3、指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 施設管理運営に伴う必要な人員確保及び資格等

①、牧場の管理運営に必要な人員又は資格者等は、指定管理者において配置すること。

(2) 施設の設備及び物品の維持管理

①、適切に行うこと。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

(3) 法令順守等

①、屋久島町の例規

②、地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令

③、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

④、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

⑤、その他

ア) 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、屋久島町個人情報保護条例第9条の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じること。

イ) 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

4、指定管理者が行う業務

(1) 旭牧場、子牛育成センター及び長峰牧場の利用許可に関する業務

(2) 旭牧場、子牛育成センター及び長峰牧場の維持管理に関する業務

(3) 家畜の飼養管理、繁殖等に関する業務

(4) 草地の維持管理、飼料収穫調整に関する業務

(5) 利用料金の徴収に関する業務

(6) 前号各号一に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

※指定管理業務を第三者に委託し、又は請負わせることはできません。

5、利用料金に関する事項

(1) 利用料金制度の採用

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用する。

(2) 利用料金の額

利用料金の額は、屋久島町営旭牧場条例第11条の別表第2の定めによる利用料の金額の範囲内、屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例第8条の別表の定めによる利用料の金額の範囲内、屋久島町営長峰牧場条例第10条の別表第2の定めによる利用料の金額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。

6、指定管理料

旭牧場、子牛育成センター及び長峰牧場の管理運営に必要な経費、預託料、指定管理料は、申請時の提案額に基づき、

(仮称) 牧場運営委員会の審議結果を受け、本町の予算の範囲内で、町と指定管理者が協議して決定します。支払時期や額、方法等は、年度協定で定めます。指定管理料の上限額は87,362千円(消費税及び地方消費税その他一切の経費を含む。)とします。指定管理料上限額の算出基礎は、資料1「指定管理料上限額の算出表」を参照してください。

7、保険への加入

- (1) 原則として、指定管理者に帰責性がある場合の第三者への賠償に備えるため、指定管理者において、損害賠償保険に加入していただきます。
- (2) 指定管理者の賠償すべき額が当該保険の支払限度額を超える場合は、指定管理者の自己負担となります。また、支払限度額の範囲内であっても、事案により、指定管理者に自己負担が生じる場合もあります。

8、資格申込

- (1) 屋久島町内の団体であること(法人格の有無は問わない)。
- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと
 - ①、地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当するもの
 - ②、屋久島町から指名停止措置を受けているもの
 - ③、暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けているもの
 - ④、会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
 - ⑤、税金を滞納しているもの

9、申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 屋久島町産業振興課農政係
〒891-4207 熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20
電話0997-43-5900(内線250) FAX0997-43-5905
- (2) 提出期間 令和6年1月25日(木)から令和6年2月2日(金)まで
午前8時30分から午後5時15分(土、日及び祝日は除きます。)
※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までまでに必着のこと。
※電子メール、FAXでの提出は認めません。

10、提出書類

- (1) 申請に当たっては、以下の書類を町に提出していただきます。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
 - ①、指定管理者指定申請書
屋久島町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成19年屋久島町条例第56号)(別紙第1号様式)

②、事業計画書

屋久島町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 19 年屋久島町条例第 56 号）（別紙第 2 号様式）

③、収支予算書

屋久島町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 19 年屋久島町条例第 56 号）（別紙第 3 号様式）

④、申請者概要

⑤、誓約書

⑥、定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

⑦、法人にあたっては、当該法人の登記簿謄本

⑧、令和 4 年分の貸借対照表、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類

⑨、事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類

⑩、労働災害補償保険に加入していることを証する書類

⑪、納税証明書

ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

イ) その他の市町村民税等の税について未納がないことの証明書

⑫、その他町長が必要と認める書類

11、申請に要する経費

(1) 申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

12、無効又は失格

(1) 本要項中に記載しているほか以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

①、申請者の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

②、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

③、申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

④、虚偽の内容が記載されているとき。

⑤、申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行ったとき、又は屋久島町指定管理候補者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められたとき。

⑥、その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当とみとめられるとき。

13、選定方法

(1) 指定管理者候補者選定委員会において、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に町において指定管理候補者を決定します。

(2) 審査の手順

①、応募書類の確認

申請者からの提出資料について、産業振興課農政係で確認します。

- ②、審査方法、屋久島町指定管理候補者選定委員会が提案書類の審査を行います。また、審査の上でヒアリングを実施し、指定管理者の候補者を選定します。
- ③、審査結果の通知及び選定結果の公表について
審査結果は、申請者に通知します。また、選定結果については、町のホームページ上で全申請者名等を公表します。

14、指定管理者候補者の選定基準

指定管理候補者選定委員会において、各委員が次の選考事項に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理者としてふさわしいか審査します。

その後、指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に町において指定管理候補者を決定します。

- (1) 利用者の平等な利用が確保されること。(10点)
 - ①、公の施設としての利用者の平等な利用を前提とした基本方針となっているか
 - ②、平等利用を確保するための方針及び取組み項目が適正かつ効果的なものとなっているか
 - ③、使用承認手続が適正に行われる実施計画となっているか
- (2) 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。(50点)
 - ①、施設の設置目的に合致した運営方針となっているか
 - ②、各業務を適正かつ効果的に行い得る運営が行われ、管理水準の維持向上が図られる業務計画となっているか
 - ③、非常事態に対応し得る防災・安全管理計画となっているか
 - ④、目標利用率を達成し得る利用促進計画となっているか
 - ⑤、豊富で良好な類似業務の実績があるか
 - ⑥、各業務計画は十分な具体性、実効可能性があるか
 - ⑦、計画書の全体が、施設の設置目的の達成、課題の解決に対し有効に寄与するか
- (3) 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(40点)
 - ①、団体の組織及び財務状況が健全であるか
 - ②、管理を安定して行うことが可能な職員配置計画となっているか
 - ③、配置職員を確実に確保し得る採用計画となっているか
 - ④、配置職員の勤務形態及び勤務条件は適正か
 - ⑤、管理業務の内容に応じた支払賃金が確保されているか

15、選定委員会

- (1) 令和6年2月上旬頃実施予定です。選定委員会のなかで申請者へのヒアリングを実施します。ヒアリングの期日は、後日連絡します。

16、指定管理者の指定

- (1) 指定管理者は令和6年3月の屋久島町議会の議決を経て指定されます。

17、協定の締結

- (1) 議会の議決を経て、指定管理者候補者を指定管理者として指定するときは、屋久島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定により町と指定管理者との間で協定を締結します。

18、指定期間

- (1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

19、その他

- (1) 管理運営に係るリスク分担については別記1のとおりです。

指定管理料上限額の算出表

(単位：円)

| 科目 | 科目の内容 | 金額 | 備考 |
|------------|------------|-------------|----|
| A 直接人件費 | | 26,531,000 | |
| B 物品費 | 旅費 | 844,000 | |
| | 需用費(消耗品費) | 8,643,000 | |
| | 需用費(光熱水費) | 3,042,000 | |
| | 需用費(修繕費) | 1,819,000 | |
| | 需用費(燃料費) | 1,964,000 | |
| | 需用費(飼料費) | 55,126,000 | |
| | 役務費(通信運搬費) | 219,000 | |
| | 役務費(手数料) | 1,157,000 | |
| | 委託料 | 90,000 | |
| | 使用料及び賃借料 | 834,000 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 計 | | |
| C 直接業務費 | A+B | 100,269,000 | |
| D 一般管理費 | C×7% | 7,018,000 | |
| 業務原価 | C+D | 107,287,000 | |
| E 業務原価再掲 | | 107,287,000 | |
| F 消費税 | | 8,075,000 | |
| G 指定管理業務費 | | 115,362,000 | |
| | | | |
| I 利用料金見込 | | 28,000,000 | |
| | | | |
| J 指定管理料限度額 | 1年間 | 87,362,000 | |

※利用料金見込は、預託料{(繁殖雌牛)1頭につき1日当たり400円、
(子牛)1頭につき5,000円に1日当たり550円を
加算した金額で算出すること。}

※預託料の改正が行われた場合は、改正後の金額で利用料金を算定し直し、G 指定管理業務費から再算定したI利用料金見込を差し引いた金額が指定管理料限度額となる。

旭牧場、子牛育成センター及び長峰牧場の利用実績表

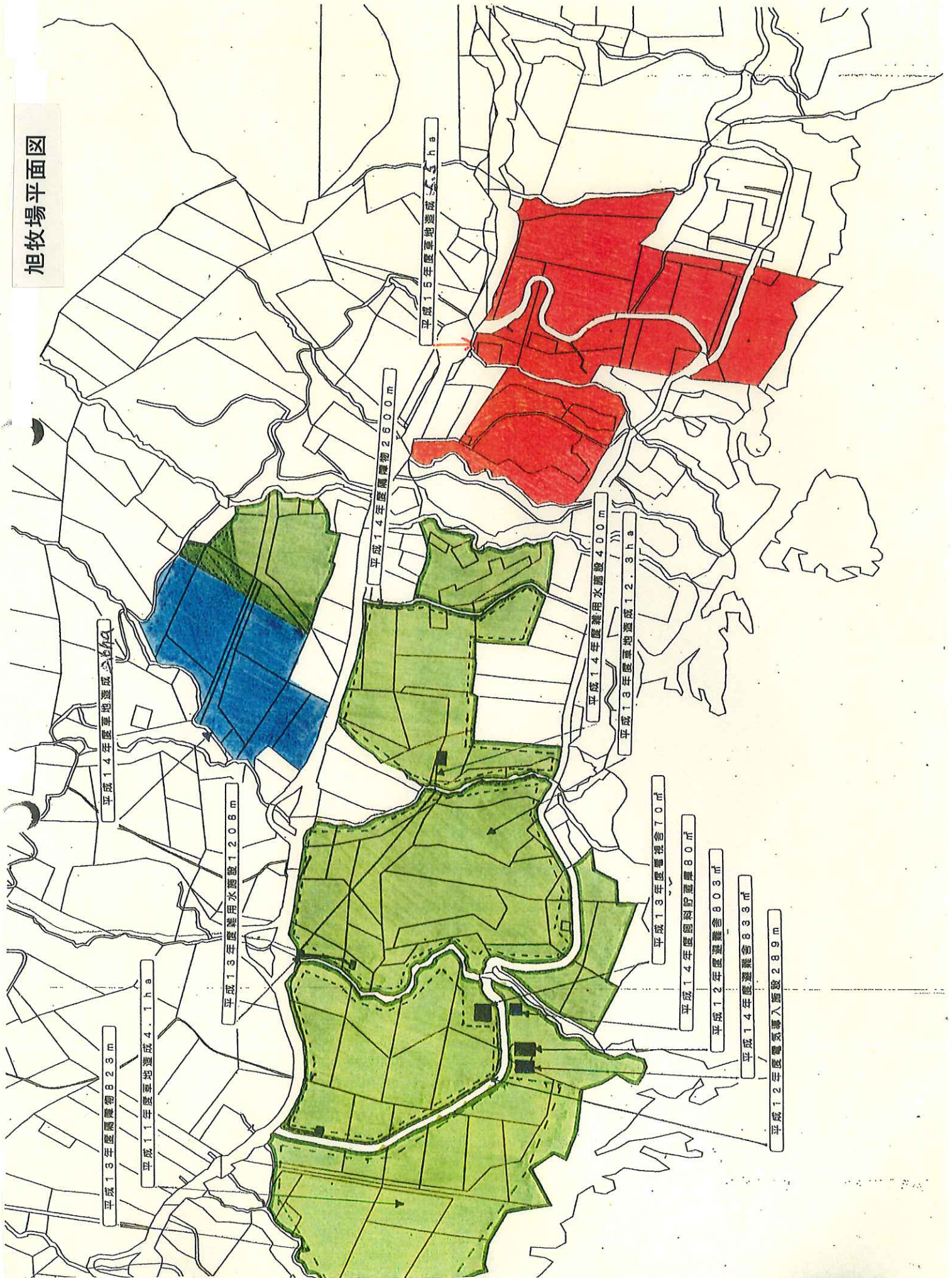
(単位:円)

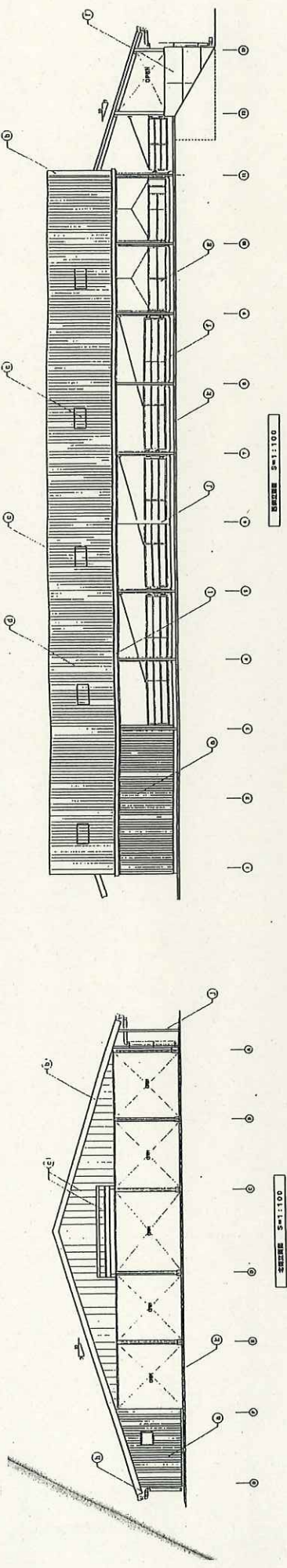
| 年度 | 旭 預託頭数 | 旭 預託料 | 長峰 預託頭数 | 長峰 預託料 | | 預託 頭数 合計 | 預託料 合計 |
|-----|-----------|------------|------------|-----------|--|----------------|------------|
| H26 | 130 | 6,535,750 | 90 | 4,640,400 | | 220 | 11,176,150 |
| H27 | 115 | 8,016,160 | 113 | 5,904,330 | | 228 | 13,920,490 |
| H28 | 130 | 10,122,020 | 120 | 6,216,010 | | 250 | 16,338,030 |
| H29 | 125 | 9,341,430 | 85 | 4,476,500 | | 210 | 13,817,930 |
| H30 | 97 | 7,319,190 | 95 | 4,977,210 | | 192 | 12,296,400 |
| R1 | 130 | 9,751,070 | 77 | 4,004,500 | | 207 | 13,755,570 |
| R2 | 175 | 13,023,800 | 83 | 4,329,530 | | 258 | 17,353,330 |
| R3 | 183 | 13,612,880 | 60 | 3,208,000 | | 243 | 16,820,880 |
| R4 | 231 | 16,164,660 | 76 | 3,528,000 | | 307 | 19,692,660 |

| | | | | |
|-----------|---------------------|--|---|---|
| 外溝保守管理業務 | 外溝施設（駐車場を含む）の保守・点検 | 町の事由による点検及び保守費用の増加 | ○ | |
| | | 上記以外の事由による点検及び保守費用の増加 | | ○ |
| | 外溝施設（駐車場を含む）の維持管理業務 | 指定管理者の責めによる事故及び怪我 | | ○ |
| | | 上記以外による事故及び怪我 | ○ | |
| | | セキュリティの不備による事故 | | ○ |
| 樹木維持管理業務 | 樹木の剪定、病害虫駆除、台風対策等 | 町の事由による除草費用及び剪定費用の増加 | ○ | |
| | | 指定管理者の責めによる除草費用及び剪定費用の増加 | | ○ |
| | | 台風などの後の対応の遅れによるもの | | ○ |
| | | 除草剤や剪定作業不備による周辺住民からの苦情 | | ○ |
| 機材の維持管理業務 | 機材の維持管理業務 | 町の事由による業務内容、用途の変更に起因する保守費などの増加 | ○ | |
| | | 指定管理者の責めによる業務内容、用途の変更に起因する保守費などの増加 | | ○ |
| | | 保守・点検の不備による器具・備品の破損 | | ○ |
| | | その他の理由による器具・備品の破損 | | ○ |
| サービス運営業務 | 来館者の受付案内 | 未受付来館者の侵入による事故 | | ○ |
| | | 徴収した利用料金の盗難・紛失 | | ○ |
| | | 来館者の誘導の不手際による事故及び怪我 | | ○ |
| 事業運営業務等 | 事業運営 | 事業実施時の事故や怪我 | | ○ |
| | | 徴収した利用料金の盗難・紛失 | | ○ |
| | サービスの質 | 職員や来館者からの苦情 | | ○ |
| | 清掃業務及び害虫駆除 | 職員や来館者からの清掃に関する苦情 | | ○ |
| | | 清掃の不行き届き等による食中毒 | | ○ |
| | | 害虫の発生 | | ○ |
| 需要リスク | 入館者数の変動 | 施設機能の一部廃止など、町の事由により利用者数が減少し、利用料金収入が減る | ○ | |
| | | 指定管理者のサービス水準低下や競合施設のオープンなど上記以外の事由により利用者数が減少し、利用料金収入が減る | | ○ |

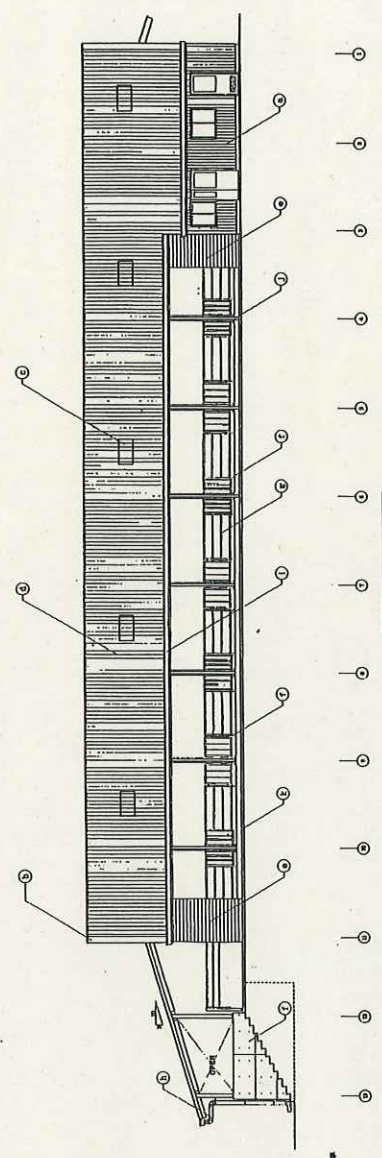
※ 施設・設備の修繕費については、修繕費が30万円以下の軽微なものは指定管理者負担。30万円を超え50万円以下の修繕費は折半とする。50万円を超える修繕費は町負担を基本とするが、修繕内容により指定管理者と町で協議調整を行う。

旭牧場平面图

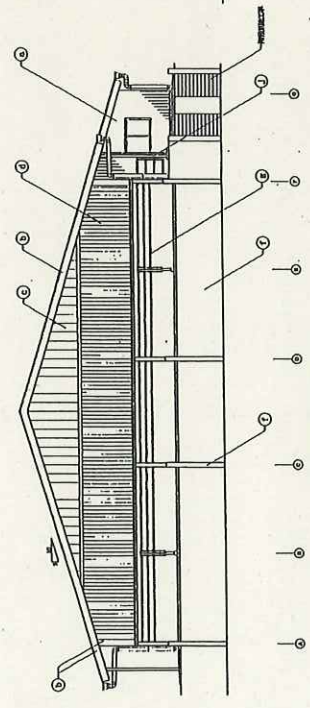




断面図 S=1:100

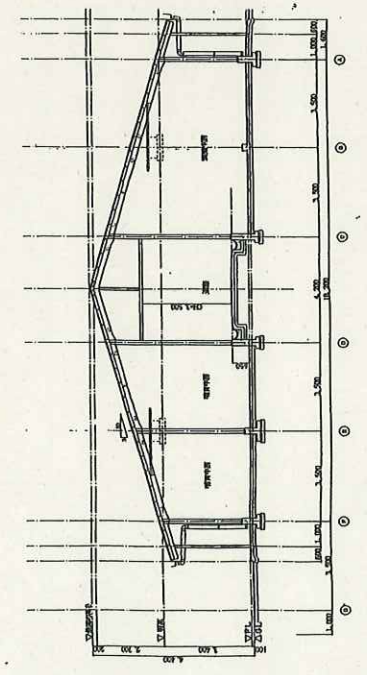


断面図 S=1:100

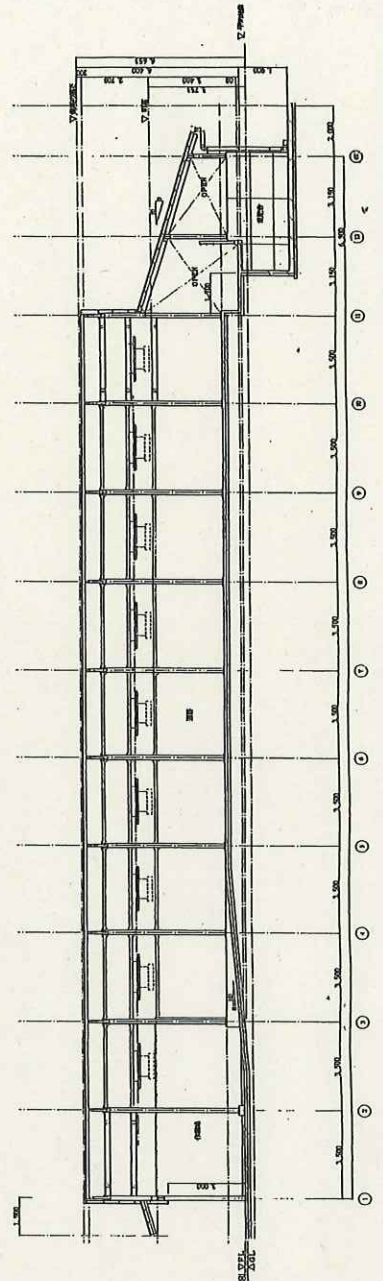


断面図 S=1:100

| | | | |
|---|------|---|-----|
| ① | 屋根構造 | ⑤ | 階段 |
| ② | 外壁 | ⑥ | 柱 |
| ③ | 内装 | ⑦ | 梁 |
| ④ | 基礎 | ⑧ | 床 |
| ⑨ | 開口部 | ⑩ | 天井 |
| ⑪ | 設備 | ⑫ | その他 |



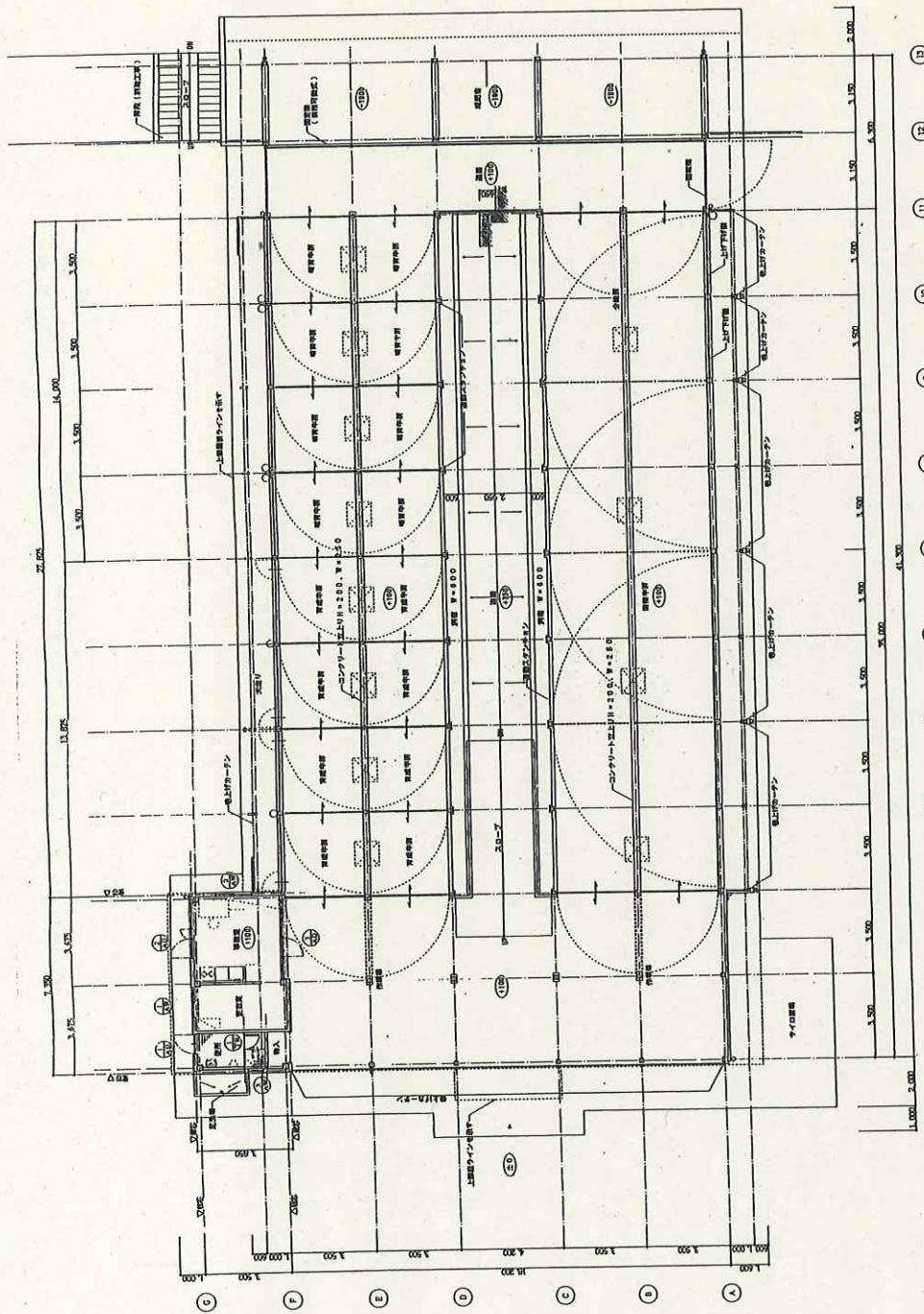
1-1 断面図 S=1:100



X-2 断面図 S=1:100

旭肉用牛繁殖育成センター
 建築設計事務所
 建築士 〇〇〇〇
 建築士 〇〇〇〇

旭 肉用牛繁殖育成センター①



1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

平面図 S=1:100

| 番号・位置 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 窓 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 |
| 扉 | | | | | | | | | | | | |
| 柱 | | | | | | | | | | | | |
| 梁 | | | | | | | | | | | | |
| 床 | | | | | | | | | | | | |
| 天井 | | | | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | | | |

旭肉用牛繁殖育成センター②

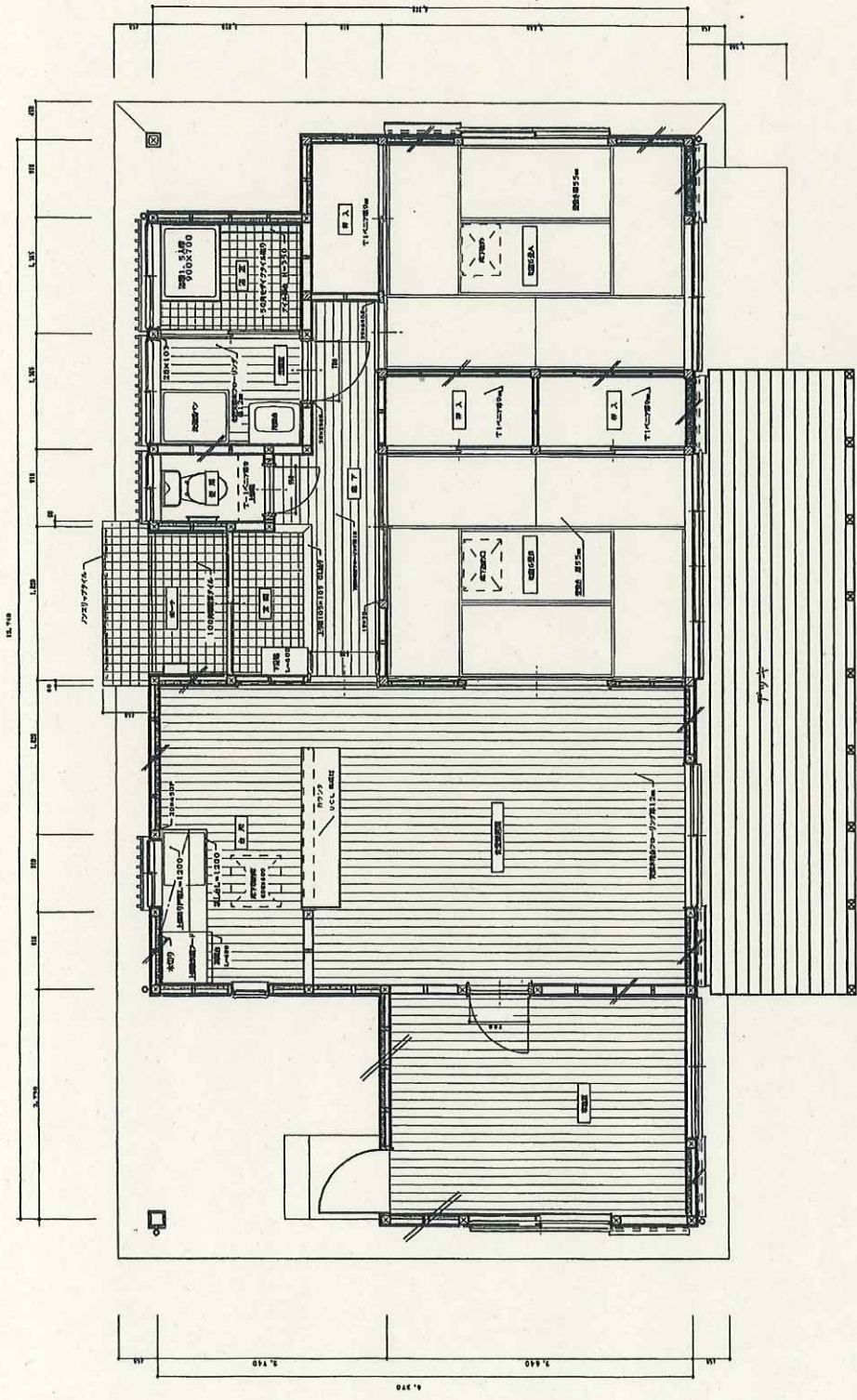
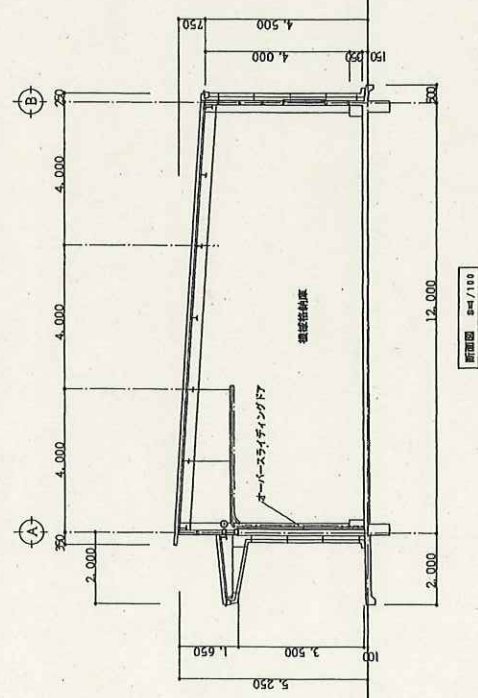
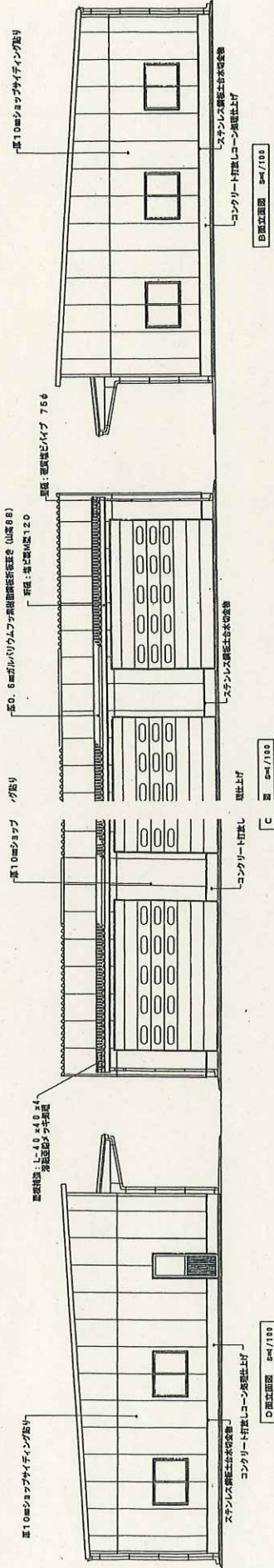


図 1: 102x106
 図 2: 102x106
 図 3: 102x106
 図 4: 102x106
 図 5: 102x106
 図 6: 102x106
 図 7: 102x106
 図 8: 102x106
 図 9: 102x106
 図 10: 102x106

| | |
|-------|-------------------|
| 屋 久 町 | |
| 工 事 名 | 団体菅草地福築備事業香福合新築工事 |
| 工事箇所 | 熊毛郡屋久町中間 地内 |
| 図面種類 | 平面詳細図 |
| 縮 尺 | 1 : 50 |
| 図面番号 | 全 葉 第 6号 |

旭 看 視 舎

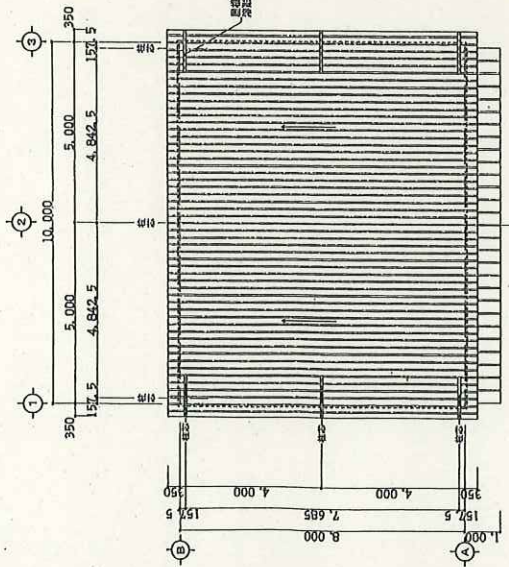


F. SAKTANDA
ARCHITECT
ASSOCIATES

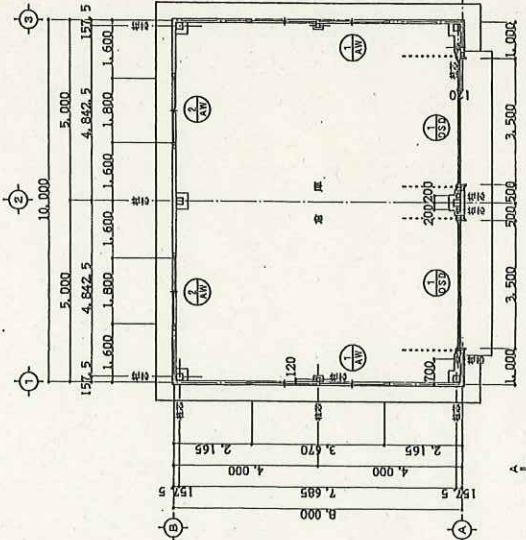
1085 生達興総合改築事業 機械材料庫新築工事
立断面図
1/100
A-5
R14.11
三反田 康男 設計事務所
川口 武蔵

| | | |
|------|----|--------------------------|
| 外部仕上 | 屋根 | 厚0.6mmガルバリウム鋼板 仕出し屋根材 |
| | 軒天 | 折板型 |
| | 外壁 | 厚1.0mmガルバリウム鋼板 仕出し外壁材 |
| | 庇 | 厚0.6mmガルバリウム鋼板 仕出し庇材 |
| 内部仕上 | 倉庫 | コンクリート間 |

| | | | |
|----------------------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|
| 巾木 | 巾木 | 天井 | 備考 |
| 犬走り | コンクリート打設コーン処理仕上げ | 石膏ボード貼付 (床下：湿気対策用) | 石膏ボード貼付 (床下：湿気対策用) |
| コンクリート打設コーン処理仕上げ 3x65 (湿気対策用) | コンクリート打設コーン処理仕上げ | 石膏ボード貼付 (床下：湿気対策用) | 石膏ボード貼付 (床下：湿気対策用) |
| シンク用9910x3030 (コーナークッション材) | | | |
| ガルバリウム鋼板 厚0.6mm | | | |

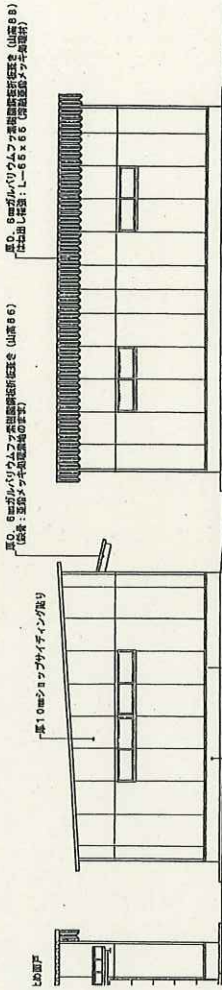


屋根仕様 5m/100



平面図 5m/100

床面積: 10.0 x 8.0 = 80.0 ㎡



A面仕上図 5m/100

C面仕上図 5m/100

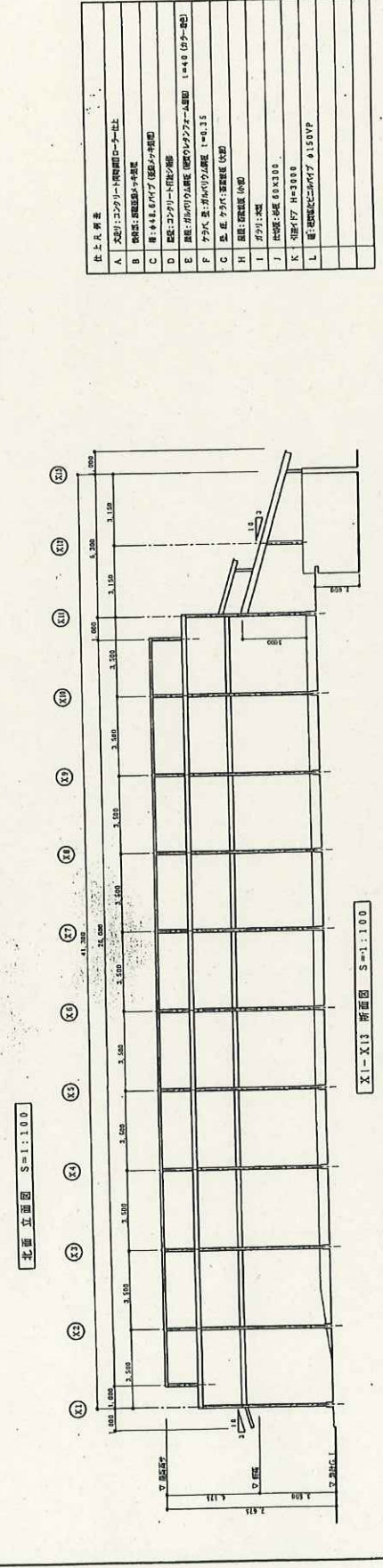
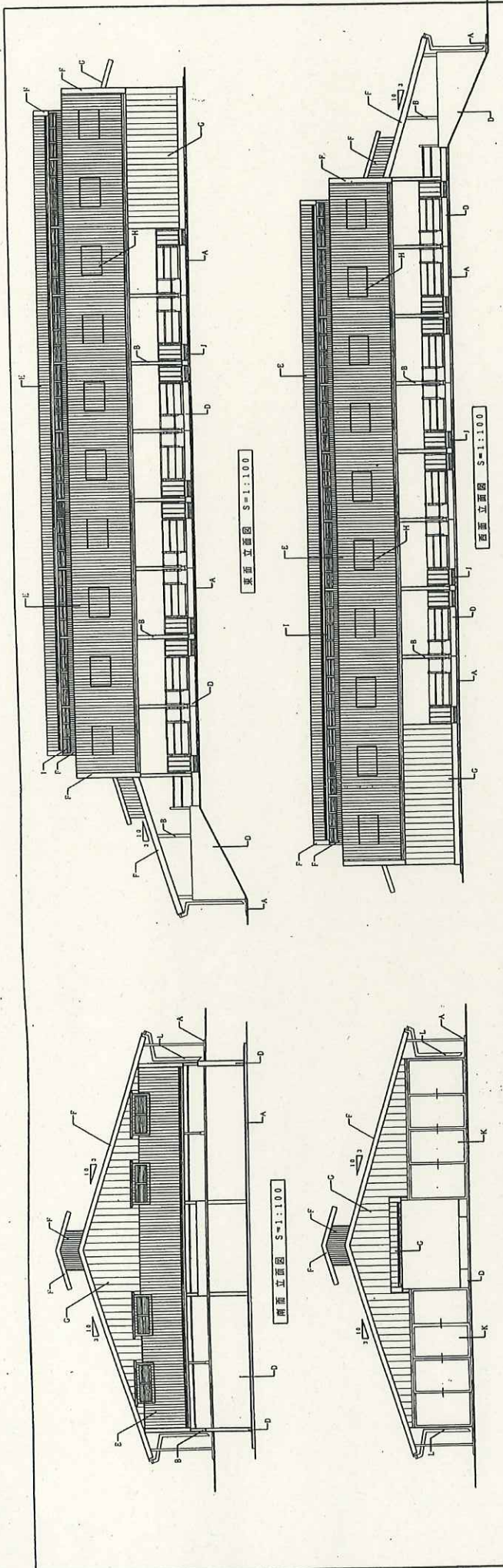
| | | | | | |
|------------|----------------|------|---|------|---|
| 建築表 5m/100 | 2 | AW-1 | 2 | AW-2 | 2 |
| 記号 | OSD-1 | | | | |
| 形状 | カーブスライディングドア | | | | |
| 仕上 | 厚0.6mmガルバリウム鋼板 | | | | |
| ガラス | 4mm強化安全ガラス | | | | |
| 全高 | 2,370 | | | | |
| 見込 | 70 | | | | |
| 形状 | 引違い窓 | | | | |
| 仕上 | 厚0.6mmガルバリウム鋼板 | | | | |
| ガラス | 4mm強化安全ガラス | | | | |
| 全高 | 2,370 | | | | |
| 見込 | 70 | | | | |

主 要 物 品 台 帳

所在地 屋久島町中間210番地53、外
 施設名 屋久島町営旭牧場

1. 主要物品

| 番 号 | 物 品 名 | 規格等 | 数 量 | 摘 要 |
|-----|-----------|--------------------|-----|----------------|
| 1 | トラクター | 95PS | 1 | マッセイファーガソン |
| 2 | トラクター | 85PS | 1 | マッセイファーガソン |
| 3 | マニアスプレッダー | 3 m ³ | 1 | |
| 4 | バキュームカー | 4000L | 1 | |
| 5 | ディスクモア | 2.4m | 1 | |
| 6 | テッダーレーキ | | 1 | |
| 7 | ロールベアラー | 1.2m | 1 | |
| 8 | ベールラッパー | 1.2m用 | 1 | |
| 9 | フロントローダー | フォーク付 | 1 | |
| 10 | ロータリー | 2.2m | 1 | |
| 11 | ブロードキャスター | 800L | 1 | |
| 12 | ディストリビュータ | 1.2m用 | 1 | |
| 13 | バーチカルハロー | 2.5m | 1 | |
| 14 | K型ローラー | | 1 | |
| 15 | ホイールローダー | 0.6 m ³ | 1 | |
| 16 | ダンプ | 2 t | 1 | |
| 17 | 軽トラック | | 1 | 鹿児島 480 て 1830 |
| 18 | | | 1 | |
| 19 | | | 1 | |
| 20 | | | 1 | |
| | 合 計 | | | |

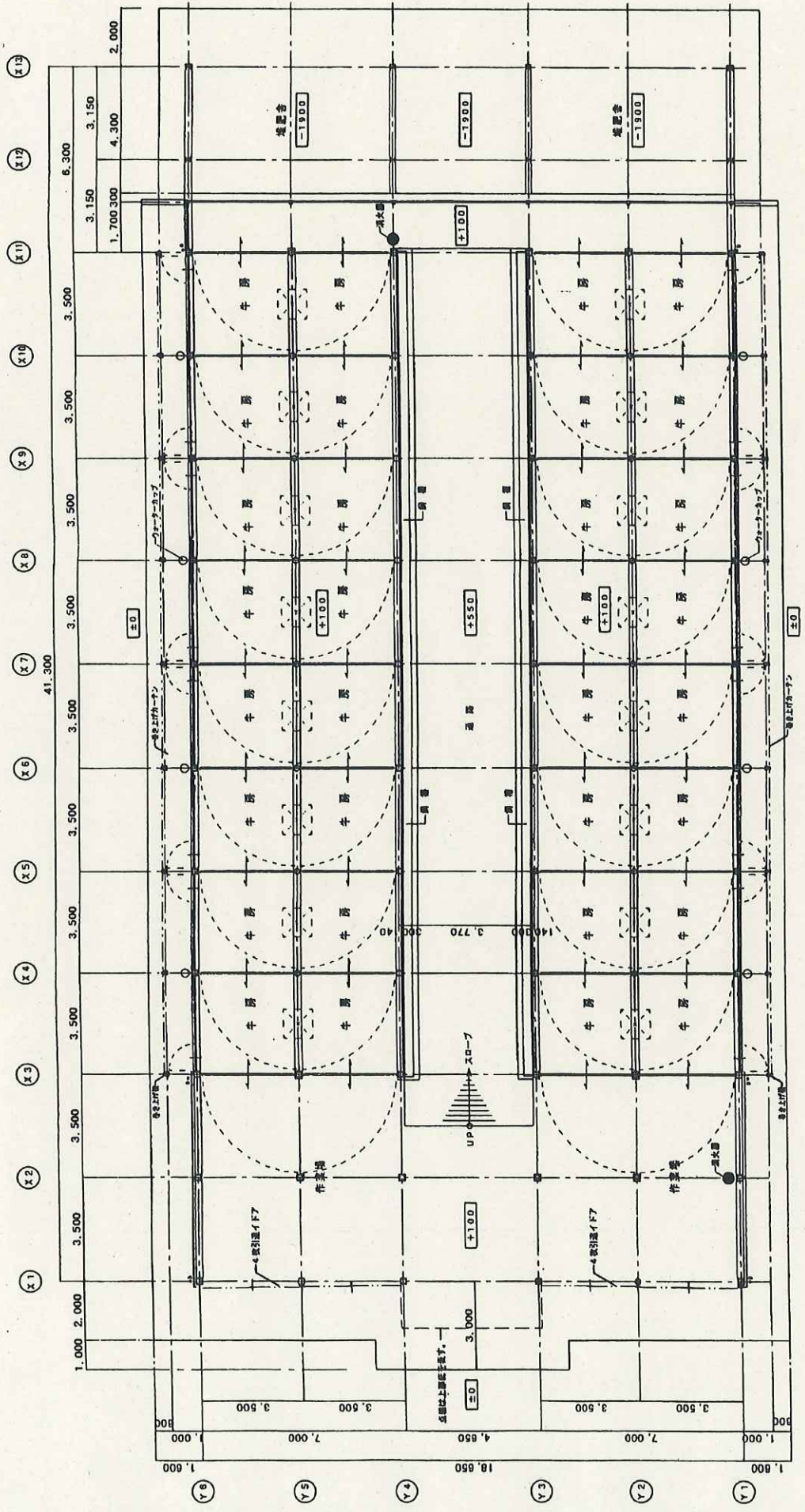


| | |
|---|--|
| 旭化成株式会社 旭化成ビル 1-10-264号 旭化成ビル 旭化成ビル1044-17 旭化成ビル 旭化成ビル1044-17 旭化成ビル 旭化成ビル1044-17 | |
| 旭化成ビル 旭化成ビル1044-17 | |
| 旭化成ビル 旭化成ビル1044-17 | |
| 旭化成ビル 旭化成ビル1044-17 | |
| 旭化成ビル 旭化成ビル1044-17 | |
| 旭化成ビル 旭化成ビル1044-17 | |

| | |
|-------|--------------|
| 旭化成ビル | 旭化成ビル1044-17 |
| A | 旭化成ビル1044-17 |
| B | 旭化成ビル1044-17 |
| C | 旭化成ビル1044-17 |
| D | 旭化成ビル1044-17 |
| E | 旭化成ビル1044-17 |
| F | 旭化成ビル1044-17 |
| G | 旭化成ビル1044-17 |
| H | 旭化成ビル1044-17 |
| I | 旭化成ビル1044-17 |
| J | 旭化成ビル1044-17 |
| K | 旭化成ビル1044-17 |
| L | 旭化成ビル1044-17 |

旭 子育成センター①

| | |
|---------|--------------|
| 旭化成株式会社 | 旭化成ビル |
| 旭化成ビル | 旭化成ビル1044-17 |
| 旭化成ビル | 旭化成ビル1044-17 |
| 旭化成ビル | 旭化成ビル1044-17 |
| 旭化成ビル | 旭化成ビル1044-17 |
| 旭化成ビル | 旭化成ビル1044-17 |

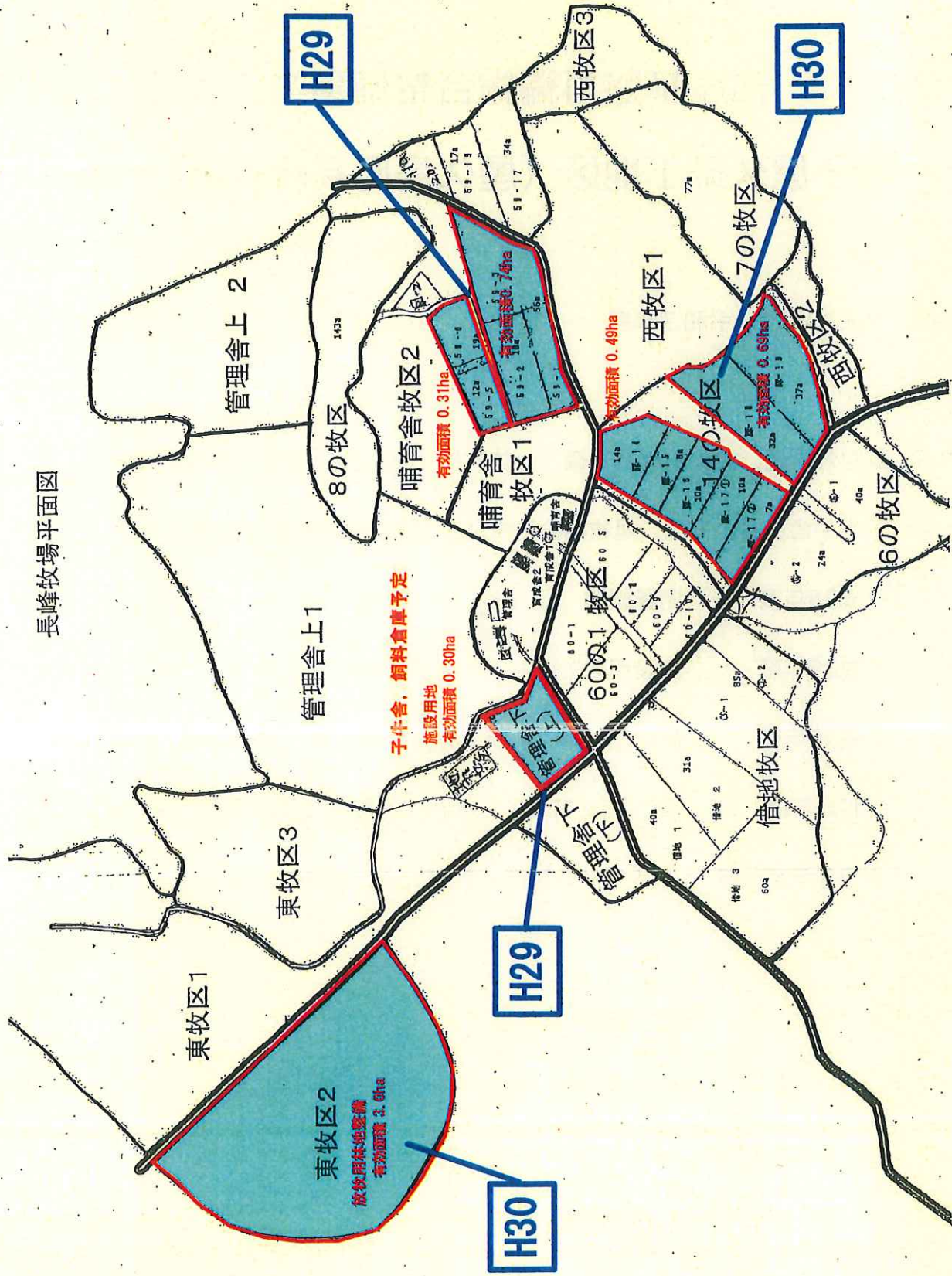


屋久町子牛育成センター

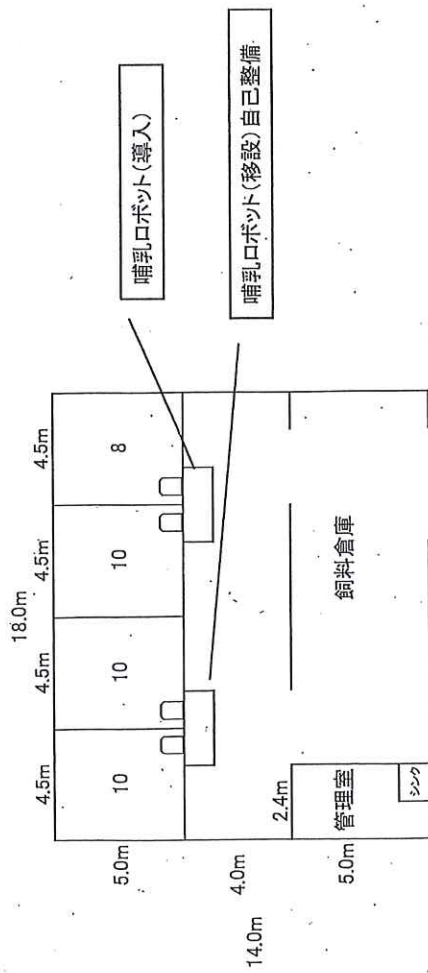
平面図 S=1:100

旭 子牛育成センター②

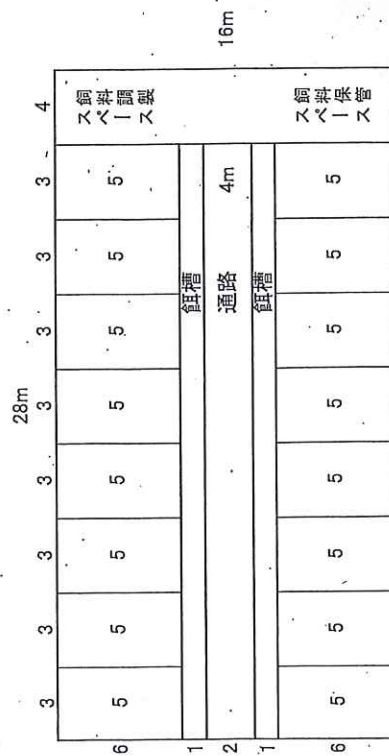
長峰牧場平面図



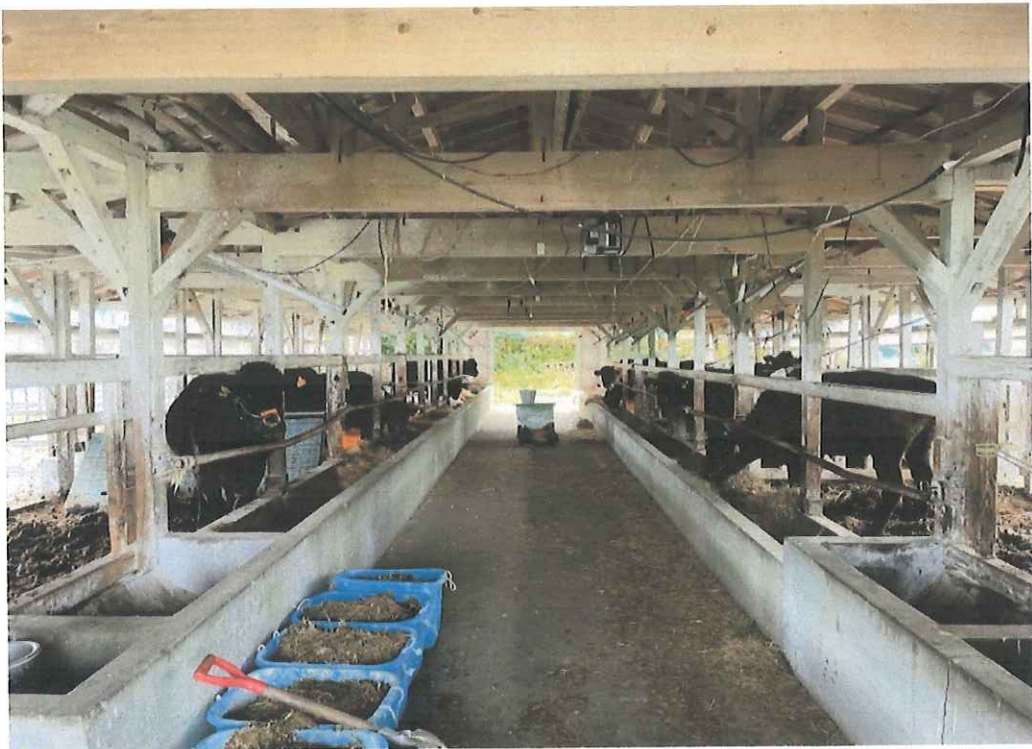
① 哺育舎 252㎡



② 育成舎 448㎡



施設名【育成舎：256㎡】



施設名【育成舎：209㎡】



施設名【格納庫：230㎡】



施設名【看視舎：33㎡】



施設名【育成牛舎：448㎡】



施設名【哺育舎：252㎡】



主 要 物 品 台 帳

所在地 屋久島町小瀬田1508番地2、外

施設名 屋久島町宮長峰牧場

1. 主要物品

| 番 号 | 物 品 名 | 規格等 | 数 量 | 摘 要 |
|-----|-------------|-----|-----|----------------------------|
| 1 | トラクター | | 1 | 鹿児島 99め 6031 マッセイファーガソン |
| 2 | トラクター | | 1 | マッセイファーガソン |
| 3 | トラクター | | 1 | |
| 4 | スプレッダー | | 1 | |
| 5 | ロールベアラー | | 1 | クラスローラント 46 |
| 6 | ロールベアラー | | 1 | クラスローラント 520 |
| 7 | ブロードキャスター | | 1 | スターMBC600SE |
| 8 | テッダーレーキ | | 1 | スターMGH6300 |
| 9 | ベールラッパー | | 1 | マケール 991BER |
| 10 | ベールラッパー | | 1 | クバンランド UN7556 |
| 11 | ディスクモア | | 1 | クウーン |
| 12 | ディスクモア | | 1 | ビーコン CM167 |
| 13 | ロータリー | | 1 | コバシ KRL202T |
| 14 | スキッドステアローダー | | 1 | |
| 15 | スプレイヤー | | 1 | CBM501B |
| 16 | タインドリル | | 1 | ジョンシアラー |
| 17 | フロントローダー | | 1 | |
| 18 | 鎮圧ローラー | | 1 | |
| 19 | 軽トラック | | 1 | 鹿児島 480 に 7870 |
| 20 | 家畜運搬車 | 3 t | 1 | 鹿児島 100 せ 8182 |
| | 合 計 | | | |